

第13回高山村フットサル大会の参加チームを募集します！

高山村教育委員会では、下記のとおり「フットサル大会」の参加チームを募集します。
健康・体力作りや冬場の運動不足解消に、気の合う仲間とチームを作り参加してみませんか？

日時	平成25年1月20日(日) 開会式 午前8時30分(午前9時競技開始)	表 彰	試合の組み合わせは、原則として予選リーグ及び決勝トーナメントとする。 一般の部は、優勝・準優勝・3位のチームにそれぞれ賞状を授与し、優勝チームからは最優秀選手賞、準優勝チームからは敢闘賞に該当する者を選出しトロフィーを授与する。 フレンドリーの部は、優勝・準優勝・3位のチームにそれぞれ賞状とメダルを授与し、優勝チームからは最優秀選手賞、準優勝チームからは敢闘賞に該当する者を選出しトロフィーを授与する。
会場	高山村民体育館及び高山小学校体育館	申 込	平成24年12月14日(金)迄に高山村教育委員会にある申込書に必要事項を記入し提出。
参加資格	村民または村内の事業所に勤務する者及び監督会議において認められたチーム。 但し、小・中学生については保護者の承諾を必要とする。	問合せ先	高山村教育委員会 ☎63-3046
チーム編成	監督1名 主将1名 選手5名 補員6名以内(計13名以内)		
種 別	①一般の部 ②フレンドリー(小学生)の部		
競技方法	日本サッカー協会5人制サッカー競技規則を準用する。		

犬・猫の飼育について

動物の愛護及び管理に関する法律第44条により、犬・猫などの愛護動物を捨てた人には50万円以下の罰金が科せられます。野良猫や捨て猫の相談が増えてきていますが、犬・猫の飼い主の方は、必ず最後まで責任を持って飼育してください。飼いきれなくなったとしても、絶対に捨てないで吾妻保健福祉事務所に相談してください。

飼いきれなくなる犬・猫を減らすためにも、飼い主の方は避妊・去勢手術を実施し、繁殖を抑えるよう努めてください。手術をすれば、捨てられたり処分される不幸な犬・猫を減らすことができます。

飼わずにエサだけを与えることはしないでください。集まることで繁殖しやすくなり、野良猫の増加の原因となります。また糞尿で周辺の衛生面にも悪影響を与えます。

犬は丈夫な鎖に繋ぐか檻に入れて飼い、放し飼いは絶対にしないでください。放し飼いをすると交通事故に遭う、近隣の方に危害を加えるなどの可能性があります。また、

ストレスからくる無駄吠えなどの行動を減らすために、定期的に散歩などの運動をするよう努めてください。

○飼い犬・飼い猫の避妊及び去勢手術費補助金制度について
村では野良犬・野良猫の増加を防ぐために、飼い犬・飼い猫の避妊及び去勢手術に対して補助金の交付を実施しています。

村に住所を有する方の飼い犬・飼い猫で、平成22年度4月1日以降に手術を実施したものが対象となります。犬については登録及び狂犬病予防注射をしていることも条件になります。

補助額は犬・猫ともに避妊5,000円、去勢5,000円です。手術後に役場住民課窓口まで領収書(対象動物及び手術内容が明記されているもの)・印鑑・通帳を持参して申請して下さい。

高山村役場 住民課

本年度の狂犬病予防注射を済ませていない方へ

生後90日以上の子犬には、登録及び年一回の狂犬病予防注射の接種と注射済票の交付が狂犬病予防法により義務づけられ、守らなければ20万円以下の罰金が科せられます。

本年度の狂犬病予防集合注射は10月をもって終了となりましたが、飼育犬の注射を済ませていない方は、動物病院等で必ず12月末までに予防注射の接種を受けてください。(年一回の接種義務ですので、既に飼育犬の注射を済ませた方は受ける必要はございません。なお、獣医師により病気等で注射を避けたほうがよいと判断された場合は、

接種はしなくて結構ですが、その旨についてご連絡をお願いします。)

飼育犬の注射を群馬県獣医師会に加盟していない動物病院で済ませられた方で、金属の注射済票の交付を受けていない方は、動物病院が発行した注射の証明と登録料(550円)を持参して役場窓口にて注射済票の交付を受けてください。

登録している飼育犬の死亡や村外への異動などがある際には、役場住民課までご連絡ください。

宅地分譲申込み受付中 (下之宿団地・梅沢団地・古屋団地)

村では人口減少が進み、若年層の定住化対策が不可欠となってきています。造成工事が完成した「下之宿団地・梅沢団地・古屋団地」3団地は、少子化対策はもとより、住民生活の安定及び地域活性化を図ることを目的とした小規模団地です。下記のとおり住宅地の購入を希望される方の申込みを受付中です。

なお、平成23年3月11日の東日本大震災、福島第1原発の事故による被災者で、梅沢団地及び古屋団地を希望する方については、選定委員会の審査を経て無償譲渡となります。

梅沢団地及び古屋団地は、若年層の定住化対策、少子化対策により坪10,000円と分譲価格が低廉となっており、条件としては同居する小学生以下の子供を扶養する方です。

宅地分譲には条件等がありますので、宅地分譲案内の請求及びお問い合わせは、地域振興課(☎63-2111)までご連絡ください。

1. 申し込み受付期間 平成25年1月31日迄(但し、土・日・祝日・年末年始を除く)
2. 申し込み受付 高山村役場地域振興課(郵送及び代理申請は不可)

○下之宿団地(五領地区) (判形信号を五領方面へ500m)

4区画(110坪前後)
坪35,000円(分譲価格)



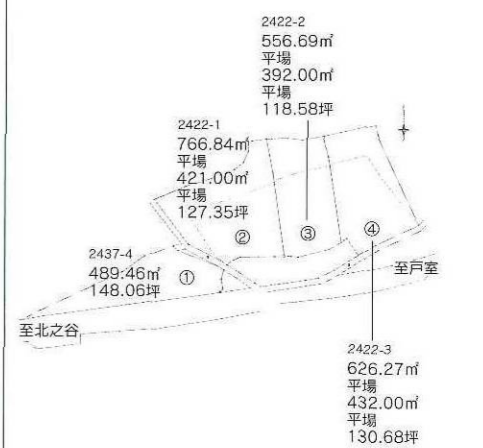
○梅沢団地(梅沢地区) (株式会社オリエント北側)

3区画(100坪前後)
坪10,000円(分譲価格)



○古屋団地(北之谷地区) (北之谷地区)

4区画(平場120坪前後)
坪10,000円(分譲価格)



高山村保育所 臨時職員募集について

高山村保育所では臨時職員を募集しています。
 募集人員 若干名
 仕事内容 保育全般（担任補助、他）
 募集要件 保育士の資格は問いません

原則として村内在住で子育ての経験がある方
 長期ではなく、随時、単発的に働ける方
 申込受付期間等 希望する方は、平成24年12月20日（木）までに高山村保育所までご連絡ください。
 お問い合わせ先
 高山村保育所 ☎63-2812

吾妻養護老人ホーム臨時職員 （パート・嘱託）募集について

吾妻養護老人ホームでは、左記により臨時職員（パート）を募集いたします。

○職種 介護員（パート職員）
 募集人員 1名
 受験資格

・学歴 学校教育法による高等学校卒業以上
 ・資格 ホームヘルパー2級以上
 ・年齢 昭和37年4月2日以降に生まれた者
 時給 900円、土日祭日は950円
 手当 通勤手当
 保険 労災保険

採用年月日 平成25年2月1日
 申込期日 平成24年12月20日
 申込方法 履歴書を吾妻養護老人ホームまで提出してください。

○職種 看護師（嘱託職員）
 募集人員 1名
 受験資格

・学歴 学校教育法による高等学校卒業以上
 ・資格 正看護師
 ・年齢 昭和42年4月2日以降に生まれた者
 給料 吾妻広域町村圏振興整備組合の規定による

手当 通勤手当、時間外手当、宿直手当
 保険 社会保険、雇用保険

採用年月日 平成25年4月1日
 申込期日 平成25年1月25日
 申込方法 履歴書を吾妻養護老人ホームまで提出してください。

○職種 調理員（嘱託職員）
 募集人員 1名
 受験資格

・学歴 学校教育法による高等学校卒業以上
 ・資格 不問
 ・年齢 昭和37年4月2日以降に生まれた者
 給料 吾妻広域町村圏振興整備組合の規定による

手当 通勤手当、時間外手当、宿直手当
 保険 社会保険、雇用保険

採用年月日 平成25年4月1日
 申込期日 平成25年1月25日
 申込方法 履歴書を吾妻養護老人ホームまで提出してください。

○職種 看護師（嘱託職員）
 試験日 書類審査後、通知いたします。
 試験方法 筆記試験及び面接試験
 試験日 書類審査後、通知いたします。
 問い合わせ先 吾妻養護老人ホーム

〒377-0702 吾妻郡高山村中山
 6858-24
 ☎0279-63-2304
 担当：大木、齋藤

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。
 20歳以上の学生も国民年金に加入することになっていますが、収入が一定額以下の学生については、申請して承認を受けることにより、学生期間中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。
 この制度は、家族の収入に関係なく、学生本人の所得を基準として審査が行われます。ほとんどの場合、学生本人に所得がないことから、大部分の学生はこの制度に該当すると思われます。（一部の学校はこの制度の対象になりません。）
 保険料の納付猶予を受けている期間中に万が一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受けることができます。また、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、

若年者納付猶予制度 30歳未満の方は承認を受けると保険料の納付が猶予されます

30歳未満の第1号被保険者で所得の少ない方には、国民年金保険料の納付が猶予される『若年者納付猶予制度』があります。
 この制度は、世帯主（同居の親など）の所得に関係なく、本人及び配偶者の所得が一定の基準以下の場合に保険料の納付が猶予されるものです。

保険料の納付猶予を受けている期間中に万が一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受けることができます。また、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、

学生納付特例制度 学生は承認を受けると保険料の納付が猶予されます



10年以内に保険料を納めること（追納）が必要です。
 承認期間は、平成24年7月から平成25年6月までです。
 若年者納付猶予制度を申請される方は、市役所・町村役場の国民年金担当係で手続きをしてください。
 申請は原則として毎年必要です。ただし、翌年度以降分もあらかじめ申請（継続申請）することもできます。
 くわしくは、市役所・町村役場の国民年金担当係または年金事務所へご相談ください。
 必要です。

なお、既に学生納付特例の申請をされていて、翌年度以降も在学見込みの方は、毎年3月に日本年金機構から送付されるハガキ形式の申請書を郵送するだけで手続きができます。
 くわしくは、市役所・町村役場の国民年金担当係または年金事務所へご相談ください。
 ・渋川年金事務所 国民年金課 ☎0279・22・1607

農業集落排水・市町村設置型合併浄化槽への早期のつなぎ込みのお願い

高山村では、水環境基盤の整備と公衆衛生の向上を目的に農業集落排水施設へのつなぎ込みの推進及び浄化槽整備の推進を行っております。農業集落排水処理区域内において、まだ接続をされていない方は、早期のつなぎ込みのご検討をお願いいたします。併せて、浄化槽市町村整備推進事業で設置を行った浄化槽で未接続の方についても、早期に接続していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先 高山村役場 農政課
 上下水道係 ☎63-2111（内線51）

